

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 斐崎市 (都道府県: 山梨県)

本事業の担当部局名 デジタル戦略課 地域戦略担当

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅借借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)						
個別事業名	斐崎市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	令和6年4月1日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 平成 29 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	7,500,000		円				
自治体における少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け ※(注)2	(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題) ※全事業共通 日本の出生数の減少は、予想を上回るスピードで進んでおり、斐崎市(以下「本市」という。)も例外ではなく、2021(令和3)年度の出生数は129人、婚姻件数は2020(令和2)年度に85組と最少の水準となっている。この背景には、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と家庭の両立の難しさなど、個人の結婚・出産・子育ての希望の実現を阻む要因が複雑に絡み合っている。そのため、出会い、結婚、出産、子育てに対し切れ目のない支援により、個々人の希望がかなう社会環境の実現を図るため、社会のあらゆる分野で子どもの幸せを優先に育む地域づくりに取り組む。						
	(当年度の少子化対策の全体像及びその中の本個別事業の位置付け) <当年度の少子化対策の全体像> ※全事業共通 「斐崎市まち・ひと・しごと総合戦略」の中で「【ひと】結婚・出産・子育てするなら「斐崎市」」を基本目標にかかげ、本市の合計特殊出生率の数値目標を1.38とし、総合的な取り組みを進めているところである。 目標の実現には5つの基本的方向を掲げている。 1. 婚活、結婚の応援 2. 出産支援 3. 切れ目のない子育て応援 4. 子育て応援(遊び場・教育) 5. 切れ目のない子育て支援(助成関係) <本個別事業の位置付け> 本事業は上記基本的方向1の中で展開されており、結婚新生活支援事業を実施し、経済的不安から結婚に踏み切れない層に対して補助を行うもの。						
個別事業の内容	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【継続補助】							
継続補助規定の有無			<input type="checkbox"/> 有				
※(注)3 【その他独自要件】			・所得要件→申請時に無職であり所得が無い場合は、離職票等の証明証明書に基づき「所得無し」とみなす。				

2. 申請見込

①新規世帯見込	15	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	10	世帯		
	その他	5	世帯		

【世帯数積算根拠】

直近で申請の多い令和2年の実績および令和6年度申請見込件数を踏まえ、下記状況で算出
 29歳以下：10世帯（R2実績4世帯＋増加見込6件）
 上記以外：5世帯（新規見込5件）

（参考）

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	16 世帯
～12月（実績）	3 世帯
1月～3月（見込）	13 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>				<積算>	
(29歳以下)	10	世帯	×	600,000	円 = 6,000,000 円
(その他)	5	世帯	×	300,000	円 = 1,500,000 円
				(継続補助)	0 円
				左記上限額のとおり	

3. 広報の実施予定

チラシの印刷・配布やHP上で周知を行う。

	KPI項目	単位	目標値	現状値	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	婚姻率	%	5.4	3.4	
	出生人数	人	183	162	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		1.21		
	婚姻件数	件	97		
	婚姻率		3.4		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値	
	事業内容番号	項目			
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	70	23
		(アウトカム)			
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	70	0	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	やまなし暮らし支援センターや山梨県主催のイベント等でのチラシの配布を行うとともに、県のホームページで広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	市内不動産業者等へのチラシ設置とPRを依頼する。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額（補助率を乗じる前の額）を記入すること。また、金額の根拠となる資料（見積書等）を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。
 - ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題
 - ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組（ステップアップ）
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること（結婚新生活支援事業においては記載不要）。
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること（結婚新生活支援事業においては記載不要）。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和6年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5参考指標には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。